

林業・木材産業改善資金の償還期間の特例について

	対象となる法律	対象となる方	償還期間 ※通常10年 (据置期間 ※通常3年)
ア	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	都道府県知事から「林業経営改善計画」の認定を受けた方	12 年以内
イ	林業労働力の確保の促進に関する法律	都道府県知事から「改善計画」の認定を受けた方	15 年以内
ウ	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	農林水産大臣から「農商工等連携事業計画」の認定を受けた方	12 年以内 (5年以内)
エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「生産製造連携事業計画」の認定を受けた方	12 年以内
オ	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「木材製造高度化計画」の認定を受けた方	12 年以内
カ	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	農林水産大臣から「総合化事業計画」の認定を受けた方	12 年以内 (5年以内)
キ	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	東日本大震災により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当する方が令和5年3月31日までに借り入れる被災者貸付金 ①主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた方 ②生産物（加工品を含む）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた方	13 年以内 (6年以内) ※被災者貸付金の償還期間及び据置期間についてはそれぞれ3年を加えた期間とします。
ク	山村振興法	農林水産大臣・都道府県知事の同意を得た「山村振興計画」に基づく「森林資源活用型地域活性化事業」を実施する方	12 年以内 (5年以内)
ケ	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	都道府県知事から「特定増殖事業計画」の認定を受けた方 都道府県知事から「特定植栽事業計画」の認定を受けた方	12 年以内 (5年以内) 12 年以内
コ	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	農林水産大臣・都道府県知事から「事業計画」の認定を受けた方	12 年以内
サ	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	都道府県知事から「事業活動実施計画」の認定を受けた方	12 年以内
シ	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（森林経営管理法）	都道府県知事から「林業経営改善計画」の認定を受けた方、市町村から経営管理実施権の設定を受けた方	15 年以内